

心身障害者福祉手当の廃止に伴う安心施策の実施について

1 障害福祉施策の見直しについて

・心身障害者福祉手当の見直しについて

<宇部市心身障害者福祉手当（昭和49年～）>

	障害児（20歳未満）	障害者（20歳以上）
対象者	①身体障害者手帳1～3級 ②療育手帳A、及びBの一部	①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳A
対象除外	・障害児福祉手当の受給者	・国手当の受給者 ・施設入所者 ・市民税課税世帯の者
内容	2,600円/月	2,000円/月
平成25年度実績	5,632（千円）、2,166人	23,660（千円）、11,830人
	29,292（千円）、13,996人	

・手当の「拡大」、「継続」、「廃止」の意見

→手当を廃止し、時代にあった施策をつくる方向に転換すべき

2 平成27年4月から実施する新しい施策について

（1）障害者の安心緊急支援

■緊急時の短期入所（緊急ショート）

■緊急時のヘルパー派遣（緊急ヘルパー）

<内容>

・在宅の障害者（児）が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど緊急に支援が必要となった場合において、緊急ショートまたは緊急ヘルパーを利用する。

<対象者>

・宇部市に住所を有する65歳未満の在宅の障害者（児）

・本人の主たる介護者が疾病等の理由で、介護を求めることができる親族等がない場合

※介護給付費の短期入所の支給決定がある方は対象外

<利用方法>

・利用希望者は、事業所に直接連絡。緊急ショートの利用が困難な場合、事業所がヘルパー事業所に連絡し、緊急ヘルパーを利用。

※事業所：宇部市大字船木833番地21

障害福祉サービス事業所「ハイツふなき」

☎67-0188

※（緊急）ヘルパー事業所については、市内4事業所に対応

(2) 発達障害児等の支援体制の充実（保育園や学校）

■発達障害等支援体制の整備と支援者の育成

<内容>

- ・ 支援者に対する専門的な研修会の実施
- ・ 支援体制に対する評価、助言

(3) 発達障害等の相談センターの運営

※詳細は別紙のとおり

(4) ひきこもりの相談支援の充実

■専門職によるひきこもりの相談支援

■訪問支援

■居場所の確保

<対象者>

- ・ 宇部市内に在住のひきこもり者及びその家族

<利用方法>

- ・ 利用希望者は、事業所に直接連絡

※事業所：宇部市寿町二丁目2番18号

特定非営利活動法人 ふらっとコミュニティ

☎21-1552

(5) 障害者の理解促進

■小・中学校で障害に関する講演や障害者とふれあう活動

■地域等での障害者理解に関するイベント等

<内容>

- ・ 市内の小、中学校で、障害者理解に関する講演会やふれあい活動を実施
- ・ 講演会や授業の事前、事後指導の実施
- ・ 地域で、障害者の理解を促進する講演会やふれあい活動を実施
- ・ 障害者の理解を促進するイベント等を実施

(6) 福祉タクシー券の充実

※詳細は別紙のとおり